

市独自の介護保険訪問看護利用者負担軽減のご案内

この制度は、特に生計が困難である方を対象として、介護保険の訪問看護サービス（介護予防を含む）利用者負担を軽減するもので、市への申請により認定を受けた方は、介護サービス料の自己負担分のうち 25 パーセントが後から支給されます。

【対象者】 世帯全員が住民税非課税で、次の要件のすべてに該当する方

- 1 生活保護受給者ではない
- 2 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円（1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下
- 3 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下
- 4 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 5 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 6 介護保険料を滞納していない

※令和 8 年度（有効期間が令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までのもの）の判定は、令和 7 年中の収入情報等のほか申請時の資産等をもとに行います。

【提出書類】

- 1 介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書
- 2 収入及び資産等に関する申告書

※世帯全員のすべての預貯金通帳等のコピー（①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、②申請日の直近 2 カ月前までの残高が確認できる部分③定期預金がある場合、残額が分かるページ）を添付してください。

※投資信託や有価証券等がある場合は、その口座や残高がわかるものを添付してください。

- 3 介護保険訪問看護利用者負担額軽減補助金の受領に関する申出書（本人口座以外に振込む場合）

【有効期間】

有効期間は、毎年 8 月から翌年 7 月までです。認定された場合、適用開始日は申請日の属する月の初日となります。

【提出窓口】

西東京市健康福祉部高齢者支援課（田無第二庁舎・保谷庁舎）

※郵送の場合には、下記の問い合わせ先にお送りください。

※各出張所ではお預かりできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

西東京市健康福祉部高齢者支援課介護調整係

〒188-8666 西東京市南町 5 - 6 - 13 電話 042-420-2813（直通）